意見書の提出方法

都市計画法第１６条第２項の規定に基づく亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例第３条の規定により、亀岡市が作成した当該地区計画の原案について意見書を提出しようとする人は、別添様式に所要の事項を記入し、下記により持参又は郵送にて提出してください。

記

１　意見書を提出することができる人

意見書を提出できる人は、次に掲げる人とします。

（１）同条例第３条の規定により、当該原案に係る区域内の土地の所有者等利害関係を有するもの。（都市計画法第１６条第２項及び都市計画法施行令第１０条の４に規定）

２　意見書の提出方法及び提出先

（１）提出方法

持参又は郵送

（２）提出先

〒６２１－８５０１

亀岡市安町野々神８番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課（℡0771-25-5040）

※持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時００分から午後４時３０分まで

３　別記様式の提出期限

令和８年１１月２６日（木）午後４時３０分≪必着≫

４　意見書の取扱い

提出された意見書は、都市計画の案を亀岡市都市計画審議会に付議する際に、その要旨を亀岡市都市計画審議会に提出し、審議していただきます。提出された意見書に対し個別に回答は行いません。

５　その他

意見書の提出に係る個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和４年条例第２６号）により、都市計画の手続き以外の目的に使用すること及び提供することはありません。